

2015年度 一般社団法人関西経済同友会 アジア人材委員会 「人材鎖国日本、このままでいいのか? ~日本は、内なるグローバル化を推進し、アジアとの共存共栄を図れ~」

■はじめに：日本は、少子高齢化による人手不足という危機的な問題に直面している。また、「内なるグローバル化」(日本への外国人の受入れ)により多文化・多様性を高め、イノベーションを促進すべきである。他方、アジア諸国は、豊富な若い人口を抱え、著しい経済・社会発展の過程にある。日本は、「外なるグローバル化」(アジアへの積極的な進出)により、資本、高度な技術、事業のノウハウ・経験を提供するとともに、アジア全体の人材力底上げに最大限協力すべき。この「内と外のグローバル化」により「アジアとの共存共栄」を図れ。

1. 現状認識 (P 2 ~P 5)

- (1) 日本の現状：少子高齢化により、総人口の減少(需要減)、生産年齢人口(15~64歳)の減少(供給減)、高齢者の増加(コスト増)、地方都市の消滅が予想される。また、グローバル化が加速する世界で、日本の魅力が低下している。
- (2) アジアの現状：アセアン経済共同体(AEC)の発足、環太平洋パートナーシップ(TPP)や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の急速な進展、アジアインフラ投資銀行(AIIB)や「一帯一路」の動き等、アジア経済圏の拡大とともに、「ヒト・モノ・カネ」が一層ダイナミックかつ自由に移動。また、高度人材(IT、医療、研究者等)の獲得競争の激化。

2. 日本のあるべき姿 (P 6 ~P 10)

日本のあるべき姿への方向性

- 【1】日本は、グローバル競争に勝ち抜くために、多文化・多様性に富む国家になるべし
- 【2】日本は、グローバルな人材獲得競争の中で、外国人に選ばれる魅力ある国になるべし
- 【3】特区で大胆な規制緩和をトライすべし(トライ・アンド・エラーで、まずは実行を)
- 【4】「定住外国人政策」につき、国民レベルでの議論を今すぐ開始すべし

日本の持続的成長・発展を実現する為の施策

- (1) 「画期的なイノベーション」を伴う新しい産業の創造(一種の産業革命)
 - (2) 「技術革新」(ロボット、AI、IoT等)による大幅な生産性・効率性向上の実現
 - (3) 生産年齢人口・消費人口の増加・確保(女性・高齢者の活躍に加え外国人の受入れ)
 - (4) 希望出生率(国民の希望が叶った場合の出生率)1.8の実現に向けたあらゆる対策の実施
 - (5) 多文化共生社会への移行(外国人を含む多文化・多様性を受入れる意識改革の必要性)
 - (6) グローバルに活躍する活気に溢れた若者の増加
 - (7) アジアの国々と共に成長(Win-Winの関係)
- ・つまり、人口減少阻止を可能とする対策を総動員すべきであり、外国人の受入れは不可避な課題である。
 - ・外国人の中でも、とりわけ高度人材は獲得競争の対象であり、積極的に海外に出て優秀な人材の確保を。
 - ・看護・介護、建設・運輸、農林水産業・観光等の人材不足に直面している「戦略分野」を認定し、外国人の積極受入れを。
 - ・地方自治体にとって、農業と観光は基幹産業であり、外国人が日本の「地方創生」や「TPP対策」の原動力になりうる。

3. 他国の外国人受入れ政策 (P 11 ~P 13)

- ・EUは、経済成長政策として移民の受入れを実施している。
 - ・歴史的、地政学的に他国とは事情の異なる日本においても、外国人の受入れに向けた総合戦略策定の時期に来ている。
- 他国の移民政策を参考にしつつ、国民レベルでの議論を展開し、日本も、出入国管理から「定住外国人政策」への転換を。

4. 「内なるグローバル化」への提言(日本における海外人材の活用・育成) (P 14 ~P 19)

渡日障壁を低くして優秀な外国人材を獲得し、彼らが日本で最大限活躍できるよう柔軟なビザ制度への改善を。

- (1) 留学生：
 - 就学ビザ取得時に就職可能な職種を限定する現行の制度を見直し、希望職種に就ける柔軟な就労ビザの発給を。
 - 日本の大学は、アジアの学生から選ばれる大学になるためにカリキュラムの改善等を実施し、英語・インターネット申請での入学を許可し、奨学金制度の更なる拡充や、住居の整備等を実施すべき。
 - 留学生に対し十分な情報発信を行い、卒業後に日本で就職できるよう企業でのインターンシップの拡充を。
- (2) 高度人材外国人(研究者、大学教授、高等技術者、経営者等)：
 - 満足いく給与、所得税の減免等のインセンティブの付与とともに、子女教育機関の整備、英語対応の医療の提供といった環境整備を実施すべし。外国人が家族帯同で長期にわたって住みたくなる魅力ある街づくりを。
- (3) 「産業人材」(新たな在留資格)の創設：
 - ・看護・介護、建設・運輸、農林水産業・観光等の人材不足が生じる「戦略分野」においては、受入れ加速を。
 - ・企業内転勤については、学歴要件(要大学卒)の緩和、入管手続きの簡素化を。
- (4) 外国人技能実習生：
 - 実習生の「送出し団体」と、「受入れ団体」のモニタリングをする第三者機関を設置し、抜き打ちで立ち入り検査を行う等の対策を講じて、外国人技能実習生の処遇を適切なレベルに保つべし。
 - また、技能実習が許される職種の拡大も必要である。
- (5) 外国人季節労働者(農業限定の新たな就労ビザ)：TPP対策としても農業分野への外国人受入れを。
- (6) 訪日外国人旅行者：外国人観光客が増えれば、外国人が日本で働く機会も増える。地方創生の大きな事業として、観光産業の活性化により外国人を呼び込め。地域の魅力を最大化するために、外国人を起用し、外国人の目線で、旅行者を呼び込むための情報発信ときめ細やかなサービスの提供を。

5. 「外なるグローバル化」への提言(アジア諸国における人材育成・活用) (P 20 ~P 21)

日本政府、企業、大学は、アジアで日本の技術、おもてなしの心といった魅力をアピールし、優秀な人材を獲得せよ。

- (1) 日本企業が海外で事業展開を行う上で必要な人材の育成・確保
 - 自ら船員学校を開設した日本郵船の例に学び、英語能力、日本語能力を有する現地人材、訪日経験のある元留学生、元技能実習生、現地の優秀な大学・専門学校・高校の学生を獲得し育成せよ。
- (2) 日本政府と現地政府との協同プログラム
 - ・JICA日本センターは、優秀な人材を日本の良さと魅了し、現地進出の日系企業に紹介する架け橋となれ。
 - ・看護・介護、建設・運輸、農林水産業・観光等の人材不足が予想される「戦略分野」において、業務上必要となる専門用語の教育支援を。(日本語教師を海外に派遣し、来日前に研修してもらう)
- (3) 日本の大学と現地の大学との連携強化
 - ・英語を共通語として使用し、大学間の交換留学生を増やし、教授陣の交流を促進せよ。
 - ・多文化・多様性に富む大学になり、グローバル人材の育成を強化せよ。
- (4) アジアの学生の現地日系企業における研修(インターンシップ)の拡充
 - ・日系企業による現地大学への寄付講座や、現地学生の採用を目的としたインターンシップの拡充。

■おわりに：日本の成功は、アジアの成功。アジアの成功は、日本の成功という共存共栄の関係を構築することこそが、今後日本が生きていく道である。

- ◆ 政府は、外国人政策を明確化すべきである。国民レベルでの議論を行うべし。外に開けた日本に変身を。
- ◆ 自治体は、地方創生とTPP対策の観点から、外国人の力も取り入れて地域を活性化し、より魅力ある場所にせよ。
- ◆ 大学は、グローバル競争の中で、選ばれる大学になるための改善が必要であることを認識し、意識改革を。
- ◆ 民間企業は、アジア圏の人材の交流の原動力となり、イノベーションの創出と生産性向上を目指せ。
- ◆ 国民は、外国人に対する苦手意識・抵抗感を払拭し、多文化・多様性を受入れる寛容性をもて。
- ◆ 若者は、内向き志向ではなく、外に向けてオープンマインドに。
- ◆ マスコミは、少子高齢化、人口減少、生産年齢人口の減少という深刻な問題を公平・公正な目で報道を。

在留資格		人物要件	在留期間	制度動向	優遇措置	対象職種・人物イメージ等	目的等	2015年6月末時点 人数
高度専門職	高度専門職1号	ポイント合計70点以上 (ポイント計算は学歴、年齢、年収、実績等が加味される)	5年	2015年4月在留資格「高度専門職」創設	複合的な在留活動の許容 (大学での研究と事業活動等) ・在留期間「5年」の付与 ・配偶者の就労 ・永住許可要件の緩和 ・一定条件下での親の帯同 ・一定条件下での使用人の帯同 ・入国・在留手続きの優先処置	人物イメージ 1号イ 大学教授、企業の研究者、政府関係機関従事者 等 1号ロ 外資系企業の駐在員、高等技術者 等 1号ハ 企業の代表取締役、取締役 等	高度の専門的な能力を有する外国人材の受入促進 【2009年5月29日高度人材受入推進会議報告書より】 ・国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することができない良質な人材 ・我が国の産業にイノベーションをもたらすと共に、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場発展を促し、我が国内労働市場の効率性を高めることが期待される人材	557人
	高度専門職2号	高度専門職1号で3年以上活動した者	無期限					
技能実習	技能実習1号	イ:企業単独型(自社等社員受入) ロ:団体監理型(商工会等責任監理) 【1号イ 要件】 海外支店等の常勤社員/修得技能は単純作業でない/18歳以上・帰国後修得技能を活かす/母国での修得が困難な技能修得/実習生等が送出し機関等から保証金等を徴収されない 【1号ロ 要件】 修得技能は単純作業でない/18歳以上・帰国後修得技能を活かす/母国での修得が困難な技能修得/本国の公共団体等の推薦/日本で受ける技能実習と同種業務の従事経験等/実習生等が送出し機関等から保証金等を徴収されない	1号・2号合わせて最長3年	・1号・2号合わせて最長5年へ法審査審議中 ・監督組織「外国人技能実習機構」2016年新設予定	(技能実習生の受入れ人数枠、家族帯同不可など制限あり)	技能実習2号移行対象職種 71職種 130作業 <u>農業・漁業・建設</u> ・食品製造・繊維/衣服・機械/金属・その他	開発途上国等の経済発展・産業振興の担い手育成	181,436人
	技能実習2号	・1号で求められる要件 ・1号と同一実習実施機関で同一技能での実習 ・技能検定基礎2級等の合格						
留学	留学	(在留資格認定証明書交付等)	多種		就労不可 ※	大学、短期大学、高等専門学校、高校、中学校、小学校 等		228,131人
	外交	-	外交活動期間		就労可	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族		
	公用	-	5年、3年、1年、3月、30日又は15日		就労可	外国政府の大使館/領事館職員、公用で派遣される者等及びその家族		
教授 / 芸術 / 宗教 / 報道 / 法律・会計業務 / 医療 / 研究 / 教育 / 技術・人文知識・国際業務 / 企業内転勤 / 技能		(在留資格認定証明書交付等) 【必要資料・要件例】 <u>看護師</u> ——日本の資格を有する証明書 等 <u>企業内転勤</u> ——外国の本店、支店、その他事業所において1年以上継続して勤務 等	5年、3年、1年又は3月	【2015年9月 経済財政諮問会議より】 企業内転勤・技術等で働く外国人材の滞在期間を最長5年から8年へ延長提案	就労可	大学教授、作曲家、画家、著述家、宣教師、報道記者、カメラマン、弁護士、公認会計士、医師、歯科医師、 <u>看護師</u> 、政府機関等研究者、中学・高校等の語学教師、技術者、 <u>翻訳</u> 、デザイナー、私企業語学教師、マーケティング業務従事者、 <u>外国事業所からの転勤者</u> 、外国料理調理師、スポーツ指導者、航空機操縦者、貴金属加工職人 等		209,230人
経営・管理		(在留資格認定証明書交付等)	5年、3年、1年、4月又は3月	2015年4月、投資・経営から経営・管理に改正	就労可	企業等の経営者、管理者	【法務省入国管理局HPより】 日本国内企業において事業の経営・管理活動を行う外国人を広く迎え入れることができるよう、「投資・経営」の在留資格の名称を「経営・管理」に改め、これまでの外国資本との結びつきの要件をなくしました。 これにより、国内資本企業の経営・管理を行うことも同在留資格によってできるようになります。	16,294人
興行		(在留資格認定証明書交付等)	3年、1年、6月、3月又は15日		就労可	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手 等		1,910人
文化活動		(在留資格認定証明書交付等)	3年、1年、6月又は3月		就労不可	日本文化の研究者 等		2,684人
短期滞在		(招へい理由書、滞在予定表等)	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間		就労不可	観光客、会議参加者 等		-
研修		(在留資格認定証明書交付等)	1年、6月又は3月		就労不可	研修生		1,413人
家族滞在		(在留資格認定証明書交付等)	多種		就労不可 ※	在留外国人が扶養する配偶者・子		128,329人
特定活動		(在留資格認定証明書交付等) 【要求例】 <u>EPA看護師候補者</u> ——入国4年内での国家試験合格 等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を越えない範囲)		就労は個別	外交官等の家事使用人、難民認定申請中者、ワーキングホリデー、 <u>経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者</u> 等		31,949人
永住者		(在留資格認定証明書交付等)	無期限		就労可	法務大臣が永住を認める者		688,502人
日本人の配偶者等		(在留資格認定証明書交付等)	5年、3年、1年又は6月		就労可	日本人の配偶者・子・特別養子		170,229人
永住者の配偶者等		(在留資格認定証明書交付等)	5年、3年、1年又は6月		就労可	永住者・特別永住者の配偶者、日本で生まれ在留している子		
定住者		(在留資格認定証明書交付等)	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を越えない範囲)		就労可	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人 等		159,937人

※地方入国管理局で資格外活動の許可を得れば以下時間内の就労が可能
①「留学」の場合 : 原則1週28時間、夏休み期間等は1日8時間
②「家族滞在」の場合 : 原則1週28時間

在留資格外国人合計 1,818,601人
特別永住者354,291人を含めた 在留外国人合計 **2,172,892人**

法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」より

外国人在留資格に関する自治体・国の動き (一部)

提案元	種類	人物要件	在留期間	優遇措置	対象職種	目的
愛知県 (2015.11.24発表)	新たな在留資格「産業人材」の創設	①労働力不足が予想される分野の資格・能力を有する ②技能検定3級やそれに類する資格・技能を有する ③高い日本語能力(N1)を有する ④技能実習修了者については、帰国後1年以上経過する者	最長5年	・在留資格の更新を認める ・配偶者等の帯同可	労働力不足が予想される分野 (第三者監視協議会が、国内労働者の雇用等に十分配慮し、分野・受け入れ人数を検討指定)	・産業の国際競争力を強化 ・中長期的な企業の生産力の維持・向上を図る
法務省 (2015.3.6国会提出)	新たな在留資格「介護」の創設	・介護福祉士等の国家資格を有する ・一定の日本語能力(レベル詳細は未定)	最長5年		介護	高齢化が進む中、質の高い介護に対するニーズが増大。介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とする為、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。
経済産業省 (2015.12.28/パブリックコメント開始)	在留資格「特定活動」での新たな受入	外国にある事業所で1年以上勤務	最大1年 (基本半年、更新1回)	母国帰国後1年以内の解雇禁止	経産省所管の製造業外国従業員	日本のマザー工場の生産技術等を外国にある事業所に普及させることで国内/海外の役割分担を図り、我が国製造業の国際競争力を強化し、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的とする